

2010 年 4 月

各位

(財)海外投融資情報財団(JOI)

セミナー開催のご案内
～台湾企業に対する近時の M&A と
台湾企業をパートナーとする中国向け投資の法律と実務～

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。ごぞいます。

さて、この度 4 月 22 日 (木) にアンダーソン・毛利・友常法律事務所及び当財団の主催にて、下記の通りセミナーを開催する運びとなりましたので、ご案内致します (詳細につきましては、別添のプログラムをご参照下さい)。

近時の対外直接投資は、以前のグリーンフィールド投資から、クロスボーダー M&A へと潮流が変わり、特にエレクトロニクス産業、精密機器産業、食品産業等において急激に活発化しています。台湾では、国民党馬英九政権が成立してから 2 年近くが経過し、中国大陸と台湾の経済面での交流は急速に緊密化し、台湾と長い関係を有する日本の企業にとっては、台湾企業に対する戦略的な投資の重要性が高まってきています。また、台湾企業の大陸における経営ノウハウや販売力を生かすために、台湾企業とのジョイントベンチャーにより中国大陸にて工場や販社を経営する戦略を持つ日本企業も数多く見られます。かかる場合には台湾・大陸・日本・第三国の法律が関係することになります。

この点、台湾の法律を法律の専門家が日本において紹介するリソースが限られている中、本セミナーでは、まず台湾の企業に対する M&A に関する基本的な法制度や事例を紹介した上で、近時の台中関係の変化を前提として、近時の台湾企業の対中投資の制限の緩和の傾向、中国大陸における台湾企業の取り扱いの変化を実務的観点から解説します。

本セミナーでは、台湾・中国に対する対外投資において経験を有するアンダーソン・毛利・友常法律事務所の中川裕茂弁護士 (日本)、陳逸竹 (チェン イーチュウ) 弁護士 (台湾) に加え、台湾の代表的法律事務所であるリー&リー (理律) 法律事務所の林秀怡 (ジョイ リン) 弁護士 (台湾) を講師として、最新動向を確認し、議論を深めたいと思います。

是非ともご出席頂きますよう、お願い申し上げます。

参加ご希望の方は、4 月 16 日 (金) までに、WEB サイト(<https://krs.bz/joi/m?f=746>)よりお申込ください。お願い申し上げます。

敬具

-記-

1. 日 時 : 2010 年 4 月 22 日 (木)
14:00~17:00 (セミナー) 、17:00~18:00 (レセプション)
2. 場 所 : 株式会社日本政策金融公庫 国際協力銀行本店 9 階講堂
(東京都千代田区大手町 1-4-1、営団地下鉄東西線竹橋駅出口 3b)
3. 主 催 : アンダーソン・毛利・友常法律事務所、(財)海外投融資情報財団(JOI)
4. 後 援 : 株式会社日本政策金融公庫 国際協力銀行
5. 使用言語 : 日英同時通訳
6. 参加費 : 無料
7. 問い合わせ : (財)海外投融資情報財団(JOI) (担当 : 長)
TEL: 03-5210-3318

以上

台湾企業に対する近時のM&Aと台湾企業をパートナーとする
中国向け投資の法律と実務

**Recent Legal Issues of M&A of Taiwanese companies
and Investment to PRC with Taiwanese Partners**

～交渉中のECFA(兩岸經濟協力枠組協定)を踏まえて～

日時：2010年4月22日（木）14:00～17:00（セミナー）、17:00～18:00（レセプション）

場所：株式会社日本政策金融公庫 国際協力銀行9階講堂

主催：アンダーソン・毛利・友常法律事務所、(財)海外投融資情報財団

後援：株式会社日本政策金融公庫 国際協力銀行

Time and Date: Thursday, April 22, 2010 14:00h~17:00h (Seminar), 17:00h~18:00h (Reception)

Location: Japan Bank for International Cooperation 9th Floor Auditorium

Sponsor: Anderson Mori & Tomotsune, Japan Institute for Overseas Investment (JOI)

Supporter: Japan Bank for International Cooperation (JBIC)

プログラム／PROGRAM

日英同時通訳／with English/Japanese simultaneous interpretation

14:00 – 14:10 開会挨拶／Opening Remarks

森脇 章（アンダーソン・毛利・友常法律事務所、パートナー弁護士）
Akira Moriwaki, Partner, Anderson Mori and Tomotsune

14:10 – 15:10 台湾企業（公開・非公開会社）に対するM&A
M&A in Taiwanese Companies

中川裕茂（アンダーソン・毛利・友常法律事務所、パートナー弁護士）
陳逸竹（アンダーソン・毛利・友常法律事務所、台湾弁護士）
Hiroshige Nakagawa (Mr.), Partner, Anderson Mori and Tomotsune
Yichu Chen (Ms.), Taiwanese lawyer, Anderson Mori and Tomotsune

15:10 – 15:25 コーヒーブレイク／Coffee Break

15:25 – 15:55 台湾企業との合弁による対中国投資
Investment to PRC by Joint Venture with Taiwanese Companies

中川裕茂（アンダーソン・毛利・友常法律事務所、パートナー弁護士）
陳逸竹（アンダーソン・毛利・友常法律事務所、台湾弁護士）
Hiroshige Nakagawa (Mr.), Partner, Anderson Mori and Tomotsune
Yichu Chen (Ms.), Taiwanese lawyer, Anderson Mori and Tomotsune

15:55 – 16:45 近時の台湾M&Aディールと最近のM&A関係規制の動向と実務の紹介
Recent precedents of M&A deals and development of Taiwanese M&A regulations and practice

林秀怡（リー&リー（理律）法律事務所法律事務所、台湾弁護士）
Joy Lin (Ms.), Taiwanese Lawyer, Lee and Li (Taiwanese law firm)

16:45 – 17:00 質疑応答／Questions & Answers

17:00 – 18:00 レセプション／Reception

■ 講師紹介

中川 裕茂（なかがわ ひろしげ）

アンダーソン・毛利・友常法律事務所（※1）

北京事務所首席代表 パートナー弁護士 / 日本及びニューヨーク州弁護士

第二東京弁護士会所属。96年、京都大学法学部卒業。2001年～02年、イリノイ大学（LL.M.）、02年～03年、中国及びシンガポールの法律事務所にて研修。

主な取扱分野は、クロスボーダーな企業買収を含む企業法務を幅広く取り扱っており、特に、日本企業の中国及び台湾への直接投資、中国企業及び台湾企業のM&A、アンチダンピング、日系企業の中国現地オペレーションに関する一般企業法務、その他中国関係法務など。

陳 逸竹（チェン イーチュウ）

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

台湾弁護士

台北弁護士会所属。01年、台湾弁護士試験合格。2005年3月東京大学大学院法学政治学研究科修士号取得。

主な取扱案件は、台湾に関するM&A案件、合弁案件、紛争案件、ジェネラルコーポレート案件。会社法、証券取引法、労働法、知的財産権、仲裁等を幅広く取り扱う。

林 秀怡（ジョイ リン）

台湾リー&リー（理律）法律事務所（※2）

台湾弁護士

台北弁護士会及び新竹律師協会所属。96年、国立台湾大学法学部卒業。2001年～02年、イリノイ大学（LL.M.）。

主な取扱分野は、M&A、会社法及び証券取引法関係、技術提携及びライセンス、労働及び知的財産関係一般。

※1 アンダーソン・毛利・友常法律事務所

弁護士数約300名の日本の四大法律事務所の一つ。一般企業法務、M&A、国際金融、資本市場等の分野に加え、訴訟・仲裁、知的財産権、団体労働法を含む労働法務、競争法、国際租税など、多岐にわたる専門分野で豊富な実績を有する弁護士が数多く所属しており、そのほとんどがバイリンガル以上の語学力を備えている。東京以外に、北京にも1998年に事務所を開設し、中国関係の企業法務サービスも提供している。また、台湾弁護士及び中国弁護士を含む外国人弁護士も、パラリーガル等の専門スタッフも数多く在籍している。

※2 台湾リー&リー（理律）法律事務所

台湾の大手法律事務所の一つ。現在、100名以上の中華民国弁護士のほか、多数の弁理士、特許代理人、商標代理人、100名余りの科学技術分野の専門知識を有する技術者、及びその他の専門人員が在籍している。所員の多くが台湾国内外において法律、技術、経営管理などを学んでおり、そのうち、米国の弁護士資格を取得している者が数十名に上るほか、中国や米国特許代理人など専門の資格を取得している者もいる。2005年から、これまでの会社投資、金融・資本市場、商標・著作権、及び特許・科学技術などの4部門を柱に、弁護士それぞれの専門分野や関心に応じた「専門分野グループ（Practice Groups）」を設けている。